

第 7 号 議 案

会則改正

会 則 改 正 (案) 新 旧 対 照 表	
改正前	改正後
第 1 章総則	第 1 章総則
第 7 条 (1) カ 上記以外の活動団体	第 7 条 (1) カ <u>委員会が決定する</u> 上記以外の <u>地域</u> 活動団体
(理由) 「地域」の追加は第 4 条 (3) と一致させるため。現在の規定では、活動団体が無制限なので、「委員会が決定する」を追加する。	
第 15 条 2 項 総会は年度初めに、臨時総会は委員総数の 3 分の 2 以上の賛成を得て必要の都度開催し、次の事項の審議を行う。	第 15 条 2 項 総会は年度初めに、臨時総会は委員総数の 3 分の 2 以上の賛成を得て必要の都度開催し、次の事項の審議を <u>行い決定する</u> 。
(理由) 決定することが目的のため。	
第 15 条 2 項 (1) 事業計画及び予算に関すること。	第 15 条 2 項 (1) 事業計画及び予算の <u>決定</u> 。
(理由) 決定することを明示するため。	
第 15 条 4 項 (4) 補欠の委員の承認	第 15 条 4 項 (4) 補欠 <u>及び補充</u> の委員の承認
(理由) 昨年の定期総会で第 7 条 4 項を追加して、委員会で委員の補充ができることにしたので、補充の委員の承認も、この条項を適用することを明示する。	
第 15 条 6 項 総会、臨時総会、役員会、委員会は、構成員の過半数の出席で成立する。	第 15 条 6 項 (一部削除) 総会、臨時総会、 役員会、委員会は、構成員の過半数の出席で成立する。
(理由) 昨年度の規則改正で、総会、臨時総会に関して第 15 条 2 項で「総会及び臨時総会は・・・委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。」と規定しているので、「総会、臨時総会、」を削除する。	